

## 【これまでの経緯】

平成 26 年 6 月 25 日	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の公布。地理的表示保護制度（GI）開始
平成 27 年 6 月 1 日	当組合は申請受付開始とともに申請（抽選で 8 番目）
平成 28 年 3 月 16 日	農水省担当課長より生産地を岡崎市八帖町から愛知県に拡大するように要請
平成 29 年 1 月 13 日	農水省担当課長から電話で「登録を目指すのであれば、生産地を「愛知県」に拡大する方向で再検討をしてほしい。」旨申し入れ
平成 29 年 2 月 13 日	公示（申請から約 1 年 8 ヶ月）
平成 29 年 3 月 1 日	農水省を訪問。「今のままでは登録は困難。生産地を広げるよう」再考を要求される。
平成 29 年 6 月 14 日	現状で登録は困難、拒絶の可能性が高いと判断したため、やむなく申請を取り下げる。
平成 29 年 6 月 15 日	愛知県の他の組合の申請（平成 27 年 6 月 24 日に申請していたが後行申請だったため、これまで、当組合の申請に対する意見書としての扱いだった）が公示される。
	八丁味噌協同組合、岡崎市役所、岡崎市商工会議所の 3 者はそれぞれ愛知県の他の組合の申請は拒絶されるべきと意見書を提出。
平成 29 年 12 月 12 日	愛知県の他の組合の申請について、学識経験者委員会開催
平成 29 年 12 月 15 日	愛知県の他の組合の申請が登録（本件登録）される。
平成 29 年 12 月 15 日	農水省が日 EU・EPA の交渉結果概要を発表（日・EU が相互に守る知的財産のリストに「八丁味噌」が含まれていることを確認）
平成 29 年 12 月 25 日	農水省にて説明を受ける
農水省の説明	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.学識経験者委員会及び農水省も八丁味噌のオリジナルは岡崎であるという見解は一致している。</li> <li>2.八丁味噌の名称が他で使われないように守った。拡散を防ぐために政策的判断もあった。</li> <li>3.登録した八丁味噌の基準はミニマム基準（熟成は 3 ヶ月あればいい。加温してもいい）</li> <li>4.岡崎 2 社の製法も同一範囲内と判断した</li> </ol>

5.岡崎 2 社も速やかに（同じ枠内で）追加申請してください。追加申請すれば登録する。

平成 30 年 3 月 14 日	当組合は農林水産省へ本件登録取消を求め審査請求を提出。
平成 30 年 3 月 27 日	岡崎市長と岡崎市議会議長が「利害関係者の合意形成について、指導・調整を強く要望する」旨の意見書を農水副大臣に手渡す。
平成 30 年 3 月 30 日	審査庁が本件審査請求の審理手続を担当する審理員を指名
平成 30 年 5 月 29 日	岡崎の伝統を未来につなぐ会（発起人：愛知産業大学学長）が本件登録の見直しに関する要望の署名活動開始
平成 30 年 11 月 15 日	本件登録は消費者に多大な混乱を生じせしめるものであるとともに、消費者に多大な不利益をもたらすものであるとして、当組合が消費者庁に請願書提出
平成 31 年 2 月 1 日	日 EU・EPA 発効と同時に改正地理的表示保護法が施行されたことにより、GI 制度に入っていない当組合の「八丁味噌」先使用の期限が原則として 7 年に限定。
平成 31 年 3 月 4 日	審査請求に対する農林水産大臣の弁明書（計 3 つ）と愛知県の組合からの意見書（計 4 通）に対する当組合の反論書（計 7 通）のやり取りが終了
平成 31 年 4 月 8 日	審理員が審査庁（農林水産大臣）に対し、審理員意見書及び一件記録を提出
令和元年 5 月 27 日	審査庁（農林水産大臣）が行政不服審査会に対し、「本件審査請求は棄却するべきである」として諮問
令和元年 9 月 27 日	行政不服審査会が計 6 回の調査審議の上、「本件審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点において妥当とはいえない」との結論を答申。